

袋井市議会 11月定例会報告

市議会 11月定例会が 11月 28日 から 12月 21日まで開かれました。市長提出 13議案の審議を行い「最終口」採決、いずれも可決・同意となりました。また、「手話言語条例の制定に関する要請書」を『採択』しました。

平成29年度一般会計補正予算(第4号)

2億7100万円追加し、総額329億8300万円になりました。歳入の主なもの、国庫支出金、県支出金、寄付金の他、退職者増に伴う退職手当基金からの繰入金、体育館整備事業に充てる各伊特別債です。

浅羽海岸防風林の枯損木伐採に

1019万円

今回の事業は、今年度急激に枯れた2線堤、3線堤の松を伐採するものです。市民参加のグリーンウエーブ事業によって植樹したもののなかに、松枯れ線虫への抵抗性が弱いものがあり、松枯れが増えています。被害拡大を防止するため、県から補助金交付を受けて来年3月までに実施します。

アスベスト処分負担金

6500万円

市総合体育館の建設工事を来年度から着手します。それに先立ち旧パイオニア体育館の解体工事を行う予定でした。しかし、その外壁の仕上げ塗材にアスベストが使用されていたことが判明。取り壊しに際し、余分な手間と処分費用がかかるため、SPCに追加費用を支払うことになりました。

債務負担行為

袋井西コミュニティセンター改築のため移転が必要となった袋井方面隊第一分団車庫の測量設計等業務委託料830万円(期間H29.5.30)と、また平成30年度から工事着手となる袋井市防災センターの袋井市の負担額8億8200万円(期間H29.5.31)の債務負担行為補正をします。



コミュニティセンター条例制定

平成30年4月から各公民館をコミュニティセンターへ移行するため、各コミュニティセンターの名称や位置、設置目的や管理、使用料などを条例で定めます。

袋井市国民健康保険給付等

支払準備基金条例の一部改正

平成30年度から国保運営が県単位に移行し、保険給付費などは県から全額交付されることとなります。これにより、支払準備基金を保険給付費などの支払い不足に充てる必要がなくなるため、基金の題名や設置の目的などについて改正します。

袋井市手数料条例の一部改正

証明書自動交付機の手数料は、使用促進

や周知を目的に、平成27年度から一律100円の値下げを実施してきました。利用率が以前の10%から30%程度まで向上してきたことから、平成30年4月から元の金額に戻します。

人事院勧告に準じて

議員・特別職の期末手当の改正

議員の期末手当の年間支給月数を0.05月分引上げ、3.50月とします。特別職の期末手当は年間支給月数を0.10月分引上げ、4.40月とします。

職員の給料月額・勤勉手当の改定

一般職の期末勤勉手当の年間支給月数を0.10月分引上げ、4.40月とします。民間給与との較差を埋めるため、給与表の水準を平均0.2%引き上げます。

人権擁護委員の推薦

田中知子氏 (欠能) 2期目

安間佐江子氏 (西ヶ崎) 新任

2名の推薦に同意しました。任期は平成30年4月1日から3年間です。

袋井市手話言語条例の

制定等に関する要望書 採択

袋井市身体障害者福祉会聴覚障害部、袋井市手話通訳団から市議会に要望書が提出されました。内容は、袋井市でも手話言語条例を制定すること、全国手話言語市町村長会への加入を求めるとのことです。

民生文教委員会が陳情審査を行い、審査結果は「採択」となりました。

日本共産党市議団提出

意見書(案) 廃案に

日本共産党市議団は、市議会 11月定例会に「北朝鮮のミサイル・核兵器開発に抗議し、政府に毅然とした平和的・外交的対応を求める意見書(案)」と「被爆者(寄り添い)被爆国の政府として核兵器廃絶に積極的な取り組みを求める意見書(案)」の2つの意見書(案)を提出しました。

会派代表者会議で、意見書の取り扱いを協議しましたが、残念ながら両意見書(案)とも自民公明クラブ、新生らからの賛成が得られず廃案となりました。

度重なる北朝鮮の軍事挑発、11月26日にミサイルが発射されたばかりであり、日本国民の安全に脅威をもたらすもので断じて許せません。国会をはじめ多くの自治体が見解を表明し、決議をあげています。しかし、「今はまだ圧力を加える時期で話し合いを行い時期ではない」という政府の主張と見解が違つていのが反対理由です。

また、核兵器廃絶については、今年のノーベル平和賞を国際NGOのICANが受賞するなど世界的に核兵器廃絶を求める機運が盛り上がりつつあります。その流れに逆行し、日本政府が唯一の被爆国として核廃絶を進めるのではなく、核保有国を容認する立場に立つ国際的な批判を浴びています。そうした政府と同じ主張で「核兵器禁止条約は核保有国と一致できず核廃絶に結び付かない」との反対理由でした。

本来地方議会は、住民の立場に立つて判断すべきであり、こうした政府の言いなりの姿勢では住民の理解を得られるものではありません。